CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

中央総合法律事務所

大阪事務所 東京事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階 電話 06-6365-8111 (代表) / ファクシミリ 06-6365-8289 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階 電話 03-3539-1877 (代表) / ファクシミリ 03-3539-1878

京都事務所

〒600-8008 京都市下京区四条通島丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階 電話 075-257-7411(代表)/ファクシミリ 075-257-7433 2011 新春号

2011年 1月発行 第61号



ご挨拶

明けましておめでとうございます。

明るい展望がなかなか見えてこない日本経済ではありますが、グローバルな厳しい競争のなかで生き残っていくためには、コア基盤を強固にするとともに新たな展開に挑戦してゆくことが求められる年のように存じます。

私どもも、多様化し複雑化する法的規制について常に最新の情報を修得し、皆様方の事業活動のなかで発生する法 律問題については如何なるものでも迅速・的確に対応できるよう努めて参りますので、今年も何卒よろしくご交誼、ご 鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、この度、当事務所に勤務しておりました山田威一郎弁護士·弁理士が独立し、下記のとおり、2名の弁理士と パートナーシップのレクシア特許法律事務所を開設いたしました。これまで同弁護士·弁理士に賜りましたご高配に感 謝申し上げますとともに、倍旧のご鞭撻のほどお願い申し上げます。

また、この度、大槻幸弘弁護士、大平修司弁護士、鍜治雄一弁護士、下西祥平弁護士の4名の弁護士を事務所に迎えました。同君らは、いずれも昨年末に司法研修所を修了した新進気鋭の青年弁護士であります。4名の各々の抱負は3頁以下にご挨拶として掲載しております。何卒私ども同様、ご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

独立のご挨拶

謹啓

新春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、平成19年12月より、当事務所にて執務して参りましたが、この度、所長ほか諸先生方のご快諾をいただき、独立をさせていただくことになりました。

皆さま方には、在職中、多大なるご厚情を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

独立後は当事務所で3年間、諸先生方から学ばせていただいた経験、知識とこれまでの弁理士としての実務経験を活かし、知的財産法分野を中心にした業務をして参る予定です。幸い特許を専門とする2名の弁理士(機械分野の弁理士と化学・バイオ分野の弁理士です)にも設立メンバーとして加わってもらうことになりましたので、知財専門事務所としては他の事務所に負けない態勢をとることができたものと自負しております。

まだまだ未熟な身ですが、クライアントの皆さまのお役に立てるよう日々精進して参りたいと思います。

今後ともご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

謹白

平成23年1月吉日

大阪市北区中之島6丁目2番40号中之島インテス21階 TEL 06-6448-7777 FAX 06-6448-7766 レクシア特許法律事務所 代表パートナー 弁護士・弁理士 山田 威一郎

旧年中は大変お世話になり、有難うございました 本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。 旧年中は大変お世話になり、有難うございました

弁護士 岩城 本臣

昨年は、2010年代は過去にとらわれることな く"チェンジ"して新しいシステムを作る時代だ と書きました。日本が目指すべきは、成熟した国 内ではなく成長するアジアのようです。私ども の事務所も、社会の変化・ニーズに遅れないよ うに心掛けます。

弁護士 森 真二

昨年は、機密情報の漏えいがマスコミを賑 わせました。情報の管理のあり方を問われて いますが、機械で管理する限り必ず漏えいは 起こりうる、ということでしょう。むしろ昔のように 紙媒体によるほうが優れた管理であるともいえ るのかもしれません。情報管理のあり方を抜本 的に見直す必要があるのでしょう。この1年内 部統制にも注力したいと思っています。

弁護士 村野 譲二

企業は非正規雇用枠を使って比較的順調 に雇用調整を進めていますが、その中で、突然 企業外組合から加入通知と団交申入書が送 られてくる案件が多発しています。労使紛争 は経営にとって大きなロスとなります。労使紛 争を未然に防止するためのアドバイスに努めた いと思います。

弁護士 加藤 幸江

歳月を重ねてきて今の私がいます。知識と 経験を駆使してご相談に向かい合う以上は、 自分が持つカードを豊富にすることが重要と感 じています。

今年も新しいことに挑戦して脳のしわを増 やします!

弁護士 安保 智勇

昨年は東京事務所の日比谷への移転、 Globalaw加盟による新たなネットワークの拡大 と新しいことの多い年でした。本年は、昨年度 始めたことを大きく開花させるとともに、新たな ことへのチャレンジ精神も忘れないようにがん ばりたいと思います。ご支援をお願いします。

弁護士 中光 弘

本年は、昨年以上に質の高いリーガルサー ビスをご提供できるよう努めて参ります。皆様 には迅速さをアピールしたいと考えておりますが、 事実関係の分析、諸々のリスクの分析は丹念 に行って参りたいと考えております。本年もどう ぞよろしくお願い致します。

弁護士 中務 正裕

昨年は、米国の金融機関や投資会社を視 察する機会を得ました。金融危機の傷跡は残 るものの、ダイナミックな動きには復活の兆しが 感じられました。国内でも積極的なM&Aが増 えてきた感があります。そろそろトンネルを抜け てきた気もします。今年も、皆様のより一層の 発展を祈念し、そのお手伝いができれば幸甚

弁護士 中務 尚子

案件の一つ一つに地道に果敢に取り組ん でいくことで必ずや道が開けます。どのような 案件にもその案件の本質による筋があります ので、これらを的確におさえて最も望ましい解 決にもっていくことを心がけております。どうぞ よろしくお願いいたします。

弁護士 村上 創

昨年以降、世界情勢、経済状況、司法界へ の信頼、まだまだ厳しい現況ですが、こうしたと きこそ、「上を向いて歩こう」ということで、さらに、 今年の干支ではありませんが、難局を「ピョン! | と身軽に飛び越えることができるように、皆様の ご依頼にお応えする所存です。本年もよろしく お願いいたします。

弁護士 小林 章博

2011年、京都事務所では、様々な企業の法 務担当者が定期的に集まる勉強会をスタート いたします。実務に関わる方々が互いに研鑽 することによって、単なる法律知識の吸収では なく、実務での「法律の活用力 | を磨けるよう な勉強会に育てて行きたいと考えています。ご 期待ください。

弁護士 錦野 裕宗

弁護士となって13年目の年です。ご依頼の 1件1件に全力で取り組み、それぞれの事実関 係と真剣に向き合い、皆様に一つでも新しい 視点をご提供することを目的とし、その中で得 られる経験、知見、感動に喜びを感じることを 忘れず、業務に邁進いたします。

弁護士 鈴木 秋夫

去年の米国の中間選挙の結果を見て、寄 せられる期待に応え続けていくことの必要性を 改めて感じました。弁護士になって早くも10年 が過ぎましたが、クライアントの皆様からの期待 にしっかりと応え続けるべく、今年も迅速かつ 丁寧な事件処理を心掛けていきたいと思います。

弁護士 藤井 康弘

留学から帰国後、京都事務所に常駐してお ります。今や企業の規模、所在する地域にか かわらず、国際的な取引が欠かせない時代と なっています。京都事務所では、国内業務に 加え、渉外業務も拡充し、身近な渉外法律事 務所を目指して頑張る所存ですので、何卒宜 しくお願いいたします。

弁護士 國吉 雅男

今シーズン、フィギュアスケートの浅田真央選 手は思うようにジャンプが跳べず、もがき苦しん でいるように見えます。しかし、このような苦難は、 自らのジャンプを取り戻したいという浅田選手 の強い意欲の現れであり、挑戦する姿勢に敬 意を表します。本年、私も決意を新たに日々挑 戦していきます。

弁護士 瀧川 佳昌

毎年、一人でも多くのクライアントにリピーター になっていただけることを目標にしております。 顧客満足度を最優先にして、本年も高質な リーガルサービスを提供できるよう精進して参り ますのでよろしくお願い申し上げます。

弁護士 堀 貴博

弁護士職務経験により弁護士となって2回 目の新年を迎えました。弁護士として、一番嬉 しいことは依頼者の方から感謝されることです。 本年、弁護士として活動できるのは3月末まで ですが、最後まで依頼者の方から感謝される ように頑張ります。本年もどうぞよろしくお願い いたします。

弁護士 衛藤 祐樹

本年のテーマは「情熱」です。なぜ、自分は 弁護士を志したのか?本年は、初心に戻って 熱い気持ちで、情熱をもって仕事に取り組ん でいく所存です。また、ご依頼いただく事件を 解決することで、依頼者の皆様が、前向きに情 熱をもって生きていくためのお役に立てたらと 思っています。

弁護士 金澤 浩志

東京事務所の打合室からは、眼下に日比谷 公園が見え、木々の色づきや歩く人の様子で 四季の移ろいが感じられます。困難な案件に 対処する中で、ふと一息付かせてくれる風景 です。クライアントの皆様も是非事務所にお越 しいただき、打合せの合間に眺めていただけ れば幸いです。



弁護士 中野 清登

我々の業界では、法律の改正や新たな判 例などの新しい情報が絶え間なく生じており、 これらを日々吸収することが求められます。これ を苦痛と捉えるか、自己研鑽の機会と捉えるか。 私は自己研鑽の機会と捉え、今年も努力して いきたいと思います。

弁護士 吉田 伸哉

昨年はユーラシア大陸両端でアジアの虎、 ケルトの虎に揺れた1年でした。

国内でもまだまだ厳しい情勢が続きますが、 兎の跳躍の如く、皆様方にとって飛躍の年と なりますよう祈念すると共に、的確かつ迅速な 法的サービスの提供を行いサポートさせていた だきます。

弁護士 田口 健司

弁護士登録から早くも4年が経過し、5年目 を迎えることとなりました。

今年も依頼者の皆様に満足していただける 仕事ができるよう、日々精進していきたいと思い ますので、何事もお気軽にご相談いただけれ ばと思います。

弁護士 平山 浩一郎

「紛争解決のために、最善の手段を尽くす ことができているか。| 案件に触れる度に、自問 自答するとともに、事案の本質を見抜く力の重 要性を考えさせられます。本年も、事案の本質 を的確に捉える努力を怠らず、依頼者の皆様 から、平山弁護士に依頼して良い解決ができ たといっていただけるよう、日々の業務に努め ていきたいと思います。

弁護士 古川 純平

昨年は、ホッと一息ついている間もなく、アッ という間に日々が過ぎていったような気がします。 おかげ様で様々な経験をすることができましたが、 余裕がない場面が散見された点が反省点です。 今年は何事にも少し余裕を持って日々を過ご すことが目標です。

弁護士 松本 久美子

弁護士になって4回目の新年を迎えました。 あっという間に月日が流れていることを実感い たします。今年も1日、1日を大切に、皆様にご 満足頂ける法的サービスを提供できるよう努力 して参る所存ですので、本年もどうぞよろしくお 願い申し上げます。

弁護士 稲田 行祐

昨年を振り返ってみると、私が皆様に有益な アドバイスをした回数よりも、皆様から有益なアド バイスや実務の取扱い等をご教示頂いた回数 の方がはるかに多い気がします。プロとしては 恥ずかしいことですが、今年は昨年よりも(少しは) 成長した姿をお見せできるよう頑張りますので、 引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いい たします。

弁護士 柿平 宏明

昨年は自分にとって仕事もプライベートも変 化の多い年でした。良いことも悪いことも、何も ないよりは何かある方がやりがいがあります。 今年も何があるのか楽しみにしながら、全力で 頑張っていきます。

願わくば、皆様にも私にも良い変化が訪れま すように。

弁護士 赤崎 雄作

今年は弁護士になって3年目となります。弁 護士として自らの方向性を見極める時期に来 ていると感じております。他方面にアンテナを 張りつつも、基本に忠実に個別の案件に取り 組んでまいりたいと考えております。 今年もよろしくお願いいたします。

弁護士 角野 佑子

昨年は業務分野の拡大を目標にし、充実し た1年でした。今年はそれぞれの分野にさらに 磨きをかける1年にしたいと考えております。皆 様のニーズに的確かつ迅速にお応えできるよ う本年も精進してまいる所存ですので、どうぞ よろしくお願い致します。

弁護士 太田 浩之

弁護士が人のために出来ることの幅広さと 意味深さに驚く一年でした。

今年は、自分の幅をその幅まで広げるべく、 幅広い事案に触れ、知識を深め、感覚及び感 性を磨き、皆様の全てのニーズに対応できる 基盤を築いて参ります。また、職責の重さを噛 みしめながら、プライドをもって取り組んで参り ます。

弁護士 中村 健三

弁護士となって1年間、無我夢中で走り続け、 一件ずつ解決に近づくたび、弁護士の仕事の やり甲斐を感じることができました。弁護士2年 目となる今年は、理想の弁護士像や身につけ るべきスキルをより明確に意識して、弁護士と しての基礎固めを続けたいと考えております。

弁護士 川口 冨男

何事も法に従って律するという「法の支配」 の原理は、坂本龍馬が命を賭けて実現を目指 した原理の第一でしたし、民主主義の根本です。 我が国では現在、政治の世界を除いてかなり 浸透しているとは思いますが、不十分です。そ の普遍化に微力を捧げたいと思います。

弁護士 岡村 旦

明けましておめでとうございます。 今年も皆様にとって良い年でありますようお祈 り申し上げます。

外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

Our clients will find much comfort in the fact that in 2010 we expanded our global reach and flexibility to serve them. Yet, we must continue working very hard to maintain the trust of our clients, all of whom I wish a Happy and Successful New Year!

外国法研究員(中国律師) 顧 暁

昨年の9月上海での執務を開始して以来、 リーマンショックを乗り越えての急速な景気回 復とホットマネーの流入、不動産価格、CPIの 上昇と政府の引き締め策、万博の開催と息を つく暇も無い1年有余があっという間に過ぎま した。来年は上海で執務している強みを生か し情報収集に努め、より現地化した優れたリー ガルサービスが提供できるよう努力したいと存 じます。

法務部長 寺本 栄

本年は、ここ数年来失われつつある、日本の 本来の元気が回復されることを願っています。 私は、事務局として、ベテランの部類ですが、

それに慢心することなく、仕事一般の基本に 立ち返って、迅速、確実、かつ高品質な仕事が できるよう心がけていきたいと思っています。

法務部長 角口 猛

ここ数年、重要法令の改正や新法の制定が 相次いでおります。今後ともこうした法改正等 にすばやく対処し、皆様のご依頼に対応できる よう誠心誠意職務に取り組んでいきたいと考 えております。何事もお気軽にご相談いただけ れば幸いです。

法務部長 野草 弘嗣

昨年は、業務に追われながらも、充実した毎 日を過ごすことができました。

初心を忘れることなく、何事にも、チャレンジ 精神をもって取り組み全力を尽くして職責を果 たす所存でございますので、本年もどうぞよろし くお願い申し上げます。

新入所弁護士ご挨拶



弁護士 大槻 幸弘 (おおつき・ゆきひろ)

〈出身大学〉 京都大学農学部 同志社大学法科大学院

〈経歴〉 2010年12月 最高裁判所司法研修所修了 (新63期) 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律 事務所入所 この度、司法修習を終え、当事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。

弁護士大増員時代のただ中にある現在においては、弁護士は幅広い法律知識だけでなく、専門分野における深い知識・経験をもっていることがより強く求められていると思います。私は大学時代に生命科学の分野の研究に携わった経験がありますが、その事にはこだわらず、まずはあらゆる種類の仕事に取り組んで、自分がどの分野におけるプロフェッショナルとなるのかを判断していきたいと思っております。

幅広い法律知識と深い専門知識を獲得するためには、日々広くアンテナを張って情報を収集し、また勉強会等に参加して知識を深めることも当然大切ですが、ひとつひとつの事案に懸命に取り組むことも大切ではないかと思っています。目の前の個々の案件について、依頼者の利益を最大にするためにはどうすれば良いかを必死に考え、全力で動き、懸命に努力することが、結果として弁護士にとって必要な知識・経験獲得のひとつの近道になるのではないかと考えています。なるべく多くの事案について最大限の努力を傾け、依頼者に満足していただくとともに、事案を通じて依頼者に育てていただくという気持ちをもって仕事に臨んでいく所存であります。

弁護士の業務は依頼者の重大な利害に直結する非常に責任の重いものでありますが、 その分、依頼者の利益の実現を通して社会に貢献できる非常に魅力的なものでもあるため、 弁護士として働き始めるにあたり、期待に心が躍る思いがしております。

まだまだ未熟な身ではございますが、経験豊富な先輩方からできる限り多くのことを学び、一日も早く依頼者から信頼されそのニーズに応えられる弁護士になることのできるよう、誠心誠意努力していく所存であります。どうぞ皆様方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 大平 修司 (おおひら・しゅうじ)

〈出身大学〉 大阪市立大学法学部 大阪大学法科大学院

《経歴》 2010年12月 最高裁判所司法研修所修了 (新63期) 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律 事務所入所 はじめまして。この度、司法修習を終え、弁護士として当事務所に勤務することになりました、大平修司と申します。

司法修習は、約一年間と短い間でしたが、その間に、法廷内外で多くの弁護士の活動を見させて頂きました。そこで感じたのは、周囲から素晴らしいと言われている弁護士は、必ず法律に関する学問的知識が豊富であるということです。それらの先生方が、実務をこなす上では必ずしも必要ではないのではないかと思われるような、学問的色彩の強い知識までも有しておられるのを見て、その勤勉さに尊敬の念を覚えずにはいられませんでした。激務の中にあっては、学問的な勉強に励むことが難しいということもあるかもしれません。しかし私は、多くの依頼者の方々のニーズに応えるためにも、学問的知識についても研鑽を怠らない弁護士でありたいと思っております。

もう一つ感じたのは、様々な経験を積むことの大切さです。多くの人生経験を積んできたであろうベテラン弁護士の言葉には、理屈抜きの説得力がありました。私も、依頼者の利益のためにも、公私を問わず幅広い分野において様々な経験を積み、周囲から尊敬されるような人格を備えた弁護士になりたいと思います。

現在、弁護士が大幅に増員され競争が激化する中で、専門化が進むなど、弁護士を取り巻く環境は大きく変化しております。しかし、どのような環境にあっても、依頼者に寄り添い、依頼者の権利を実現すること、そのために勉強に励み、経験を積み重ねていくことは弁護士の本質であり、変わらないものであると思います。私も一弁護士として、依頼者の信頼を得て、そのニーズに応えるためにも、一つ一つの事件に全力で取り組みつつ、自己研鑚を重ねることに努力を惜しまない所存です。

豊富な知識・経験を有する先輩方が多くいらっしゃる当事務所で弁護士としてのスタートを切ることができ、本当に喜ばしく感じております。右も左も分からない若輩者ですが、全力を尽くして参りますので、ご指導・御鞭撻のほど宜しくお願いいたします。



弁護士 **鍜治 雄一** (かじ・ゆういち)

〈出身大学〉 同志社大学法学部 京都大学法科大学院

〈経歴〉 2010年12月 最高裁判所司法研修所修了 (新63期) 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律 事務所入所 皆様、はじめまして。平成22年12月に1年間の司法修習を終了し、この度、当事務所の一員となりました鍜治雄一と申します。

社会構造が複雑化している現代では、日常生活や平時の仕事においても、様々な法的問題が横たわり、これらの問題が気付かぬうちに紛争に発展することも決して珍しいことではありません。また、法治国家化が進んだ日本では、一年間の法令制定数は相当数に及び、規制緩和が進む一方で、新たなルール作りも進められるなど、法的問題それ自体が刻一刻と変化しつつあります。これらのことは、私自身が、一年間の司法修習において、様々な案件に触れ、不安を抱えた依頼者・関係者の方々にお会いする中で、実感したことでもありました。

このような日々発生・変化する法的問題や紛争に対して、迅速かつ適切に対応するためには、法律知識はもちろん、深い経験と関連分野にわたる広い見識が必要不可欠となります。加えて、価値が多様化する現代においては、高度な専門性、多様なニーズを的確に把握する能力、急激な環境変化にも対応できる柔軟な思考力など様々な能力が求められております。

これらの要請を始めとして、現代の弁護士に対する社会の期待は多種多様であり、その職責の重大さに、身の引き締まる思いが致します。しかし、そのような職責の下、依頼者・関係者の皆様に紛争の解決・予防を通じて貢献できる点に、弁護士としての大きな存在意義があると考えて、この世界に飛び込んで参りました。そのような、紛争の解決・予防を通じて皆様に「安心」を提供したい、との初心を忘れることなく、プロフェッショナルとしての自覚を持ち、経験豊富な当事務所の諸先輩方の指導の下、たゆまぬ努力を続け、日々成長していきたいと考えております。

まだまだ至らぬところの多い未熟者ではありますが、一日も早く皆様からの信頼を得られるよう、一つ一つの事件に、誠心誠意、全力を尽くし、皆様に「安心」を提供できるよう日々精進していく所存ですので、なにとぞ、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 **下西 祥平** (しもにし・しょうへい)

〈出身大学〉 京都大学法学部 神戸大学法科大学院

〈経歴〉 2010年12月 最高裁判所司法研修所修了 (新63期) 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律 事務所入所 このたび、弁護士法人中央総合法律事務所の一員として新たに執務をさせていただくことになりました、下西祥平と申します。これまで諸先輩方の背中を見ているだけだった自分が、その方々と同じ世界で一緒に執務をさせていただくことになり、もちろん不安や緊張もありますが、今は新しい門出に胸の昂りを抑えることができません。このように依頼者の方々のために仕事ができる立場に立つことができたことに本当に幸せを感じております。

私はまだまだ若輩者ではありますが、胸にバッチを掲げて仕事をする限りは、プロの一員としての自覚と責任を胸に深く刻みつけておくつもりです。私の高校の時の英語の先生は、私に「profession」の語源は、「pro(前に)fess(述べる)」だと教えてくださりました。私も、常に前向きに、誰に対しても責任を持って自分の言葉を発信できる真の「profession」になり、依頼者の方々に心から頼っていただける存在に成長していきたいと思っております。

そして、私がもう一つ心がけておきたいのは、依頼者の方々の新しいニーズに即座に対応できる「適応力」です。そのためにも、常に直向きに最新の法令、判例及び各種通達等の研鑽を積み重ね、さらには、法律だけではなく、広く政治、経済、そして国際分野等へも関心を寄せ、また市民の日常生活の変化にも気を配れるように、広いアンテナを張り巡らせておくつもりです。特に、私は、現在日本の最大のパートナーの一つである中国に関心を寄せておりますので、将来は中国法務分野で自分にしか出せない色を当事務所でも出していけるよう鋭意努力してまいりたいと思います。

また、上記の心がけと同時に絶対に忘れてはならないのが、「自分を頼ってくださった依頼者の方々を全力で守り抜く姿勢」を生涯貫き続けることであります。常にこの初心に立ち返り、謙虚な姿勢で執務に取り組ませていただく所存です。

以上の決意を胸に、今後の一日一日を無駄にせぬよう執務に精進して参りたいと思いますので、何卒宜しくお願い致します。

3



弁護士 加藤 幸江 (かとう・さちえ)

〈出身大学〉 早稲田大学法学部

1971年4月最高裁判所司 法研修所修了(23期) 検事任官(東京地方検察庁、 福島地方検察庁) 1974年 大阪弁護士会登録 1983年

中央総合法律事務所入所 日本工業所有権法学会監事 日本弁理士会の特定侵害訴 訟代理業務に関する能力担 保研修講師(平成15年~ 21年)(商標担当) 日本知的財産仲裁センター 調停人·仲裁人候補者

〈取扨業務〉 知的所有権、民事法務、 家事相続法務、独禁法



弁護士 古川 純平 (ふるかわ・じゅんぺい) 〈出身大学〉

〈経歴〉 2007年9月最高裁判所司 法研修所修了〈60期〉 大阪弁護士会登録

北海道大学法学部

〈取扱業務〉 民事法務、商事法務、

中央総合法律事務所入所

企業秘密の保護と不法行為責任

1 はじめに

しょうか。

るべき対応を検討します。

(1)秘密管理性の意義

2 秘密管理性

認めることで保護を図っています。

ところで、法が言う「営業秘密」に該当するた

めには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性

の要件を満たす必要があり(法第2条第6項)、と

りわけ秘密管理性については、利便性との問題

から、その要件を満たすことは容易ではなく、裁

判例上も、秘密管理性が認められずに「営業秘密」

に該当しないと判断される例が多くなっています。

では、企業秘密についてかかる秘密管理性が

否定された場合の保護をどのように考えるべきで

この点については裁判例でも考え方が明確に

定まっているとはいえず、これまであまり検討され

てきた分野とも言えません。そこで、本項では、以

下「秘密管理性 | について述べた上で、「秘密

管理性」を欠く場合に不法行為責任等が認めら れるかについて、裁判例を紹介し、企業として採

秘密管理性については、裁判例上、事業者 が主観的に営業秘密であると考えているだけ

では足りず、(i)情報の秘密保持のために必

要な管理をしていること、(ii)アクセスした者に

それが秘密であることを認識できるようにされ

ていることが必要であるとされていますが、具

体的に、どのような管理方法を行っていれば秘

密管理性を満たすかは、一義的ではありません。

秘密管理性を考えるにあたっては、経済産

業省が平成15年1月30日に制定(平成17年

10月12日、平成22年4月9日改訂)した「営業

図(2)経済産業省制定の「営業秘密管理指針」

加藤幸江 弁護士 古川純平 弁護士

ましい秘密管理方法」として、以下の各項目を 挙げ、当該項目毎に具体的な説明を加えてい 企業の固有の技術やノウハウといったいわゆる 企業秘密が流失することによる企業の損害は ます。なお、かかる項目を全て満たす管理方法 計りしれないものがあります。そこで、不正競争防 を選択しなければならないという趣旨ではなく、 止法は、一定の企業秘密を「営業秘密」として、「営 事業規模や、当該情報の内容や、性質等によ って合理的な管理方法を採用していれば秘密 業秘密」にかかる不正競争行為(法第2条第1 管理性が認定されることになるとされています。 項第4号乃至9号)に対して、差止(第3条)や損 害賠償(第4条)、刑事罰(第21条、第22条)を

①情報の区分・秘密指定

②アクセス権者の指定

③秘密表示、分離保管

④媒体の保管、持ち出し、複製の制限、廃棄

記

⑤施設等の管理

⑥マニュアルなどの設定

(7)アクセス及びその管理者の特定・限定

⑧外部からの侵入に対する防御

⑨データの消去、廃棄

⑩従業者等に対する教育・研修の実施

印就業規則・契約等による従業者、退職者等 への秘密保持の要請

②派遣従業者、転入者、取引先への秘密保 持の要請

図(3)秘密管理性と利便性との対立

上記指針においても、秘密管理性を満たす ための要件を一義的に規定しているものでは なく、結局のところ個々の事案毎に判断せざる を得ません。企業としては、秘密管理性を認め られやすくするために、管理をできる限り厳重 にしたいところでしょう。しかしながら、秘密情 報をあまりに厳重に保管しすぎると、従業員が日々 の業務において利用することに困難を伴うこと になり、利便性が失われ、企業の効率的な活 動を妨げることになります。企業の悩みとしては、 まさに「営業秘密として保護したいが、使い勝 手が悪くなるのは困る。」というものです。営業 秘密の保護と利便性の対立が生じる場面です。

最終的には、当該情報の内容、性質、重要性、 企業の規模等を踏まえて、管理方法を決する ことになるのですが、少なくとも、当該情報の使 用にあたって「面倒だ」と思わないような管理 方法であれば、「秘密管理性」の要件を満た すことは困難であると言えます。

3 不法行為責任

上記のとおり、秘密管理性と利便性の対立から、企業が秘 密情報について完璧に秘密管理を行うということは難しく、一 定の情報については、秘密管理性を欠く自体が生じえます。 そのような情報が不当に流失した場合、対抗手段はないので しょうか。例えば不法行為責任を追及することはできないので しょうか。

この点に関しては、不正競争防止法と、民法上の不法行為 責任(民法第709条)との関係をいかに解するかで結論も異 なります。

(1)民法第709条適用否定説

「市場での競争は自由であるとの原則からすれば、他人の 営業秘密を取得し、使用する行為等も本来自由である(不法 行為とはならない)が、一定の要件(情報内容や、態様等)を 満たす場合には、営業秘密を保護する必要性があるので、不 正競争防止法において営業秘密保護のための条項が規定さ れた」と考える見解においては、当該行為がそもそも正当な競 争行為とは認められないといった例外的な事情がない限り、不 法行為にも当たらないという結論が導かれると考えられます。

図(2)民法709条適用肯定説

他方、「民法第709条の要件を満たす限り、損害賠償請求 権は発生するのであり、不正競争防止法上の営業秘密保護 の条項は、一定の要件(情報内容や、態様等)を満たす場合 には、損害の推定等で民法よりも厚く保護することを目的として 図(3)営業秘密に該当しない情報の保護のための方策 規定されている」との考えもあります。

かかる見解からすると、民法第709条に基づく請求は、あく まで同法の要件を満たすか否かによって判断されるものであり、 秘密管理性、有用性、非公知性の要件も、民法第709条の要 件(権利または法律上保護された利益や因果関係)を検討す る上で、一つの事情となるものと考えられます。すなわち、秘密 管理性については、他の情報より厳重に管理されていれば客 観的価値が高いことを推認させ、逆であれば、客観的価値が 乏しいことを推認させるものであって、「秘密管理性」の要件を 欠くことが直ちに不法行為の成立を否定するものではないと いう結論が導かれます。

(3)裁判例について

裁判例としては、上記のいずれにもたつものが見られますが、 最高裁の判断はまだ出ていません。民法709条適用否定説の 裁判例は、「ことさら相手方に損害を与えることのみを目的とし て行われた」か否かが一つのメルクマールとなっているようです。 秘密管理性を満たさない情報の保護に関しては、いずれの見

解もありうるところですが、少なくとも実務においては、秘密保 有者側からすれば、「営業秘密」に該当するとして不正競争 防止法に基づく請求を行うのとは別に、不法行為に基づく請 求も行っておく必要があるでしょう。

4 秘密情報をより確かに保護するために

(1)前述したとおり、秘密管理性を欠く場合の不法行為責任に ついては、裁判例は結論が別れています。従って、企業にとっ て重要な情報については、やはりある程度利便性を犠牲にし てでも、可能な限り「秘密管理性」を満たすような管理を行うこ とが必要です。これまで「秘密管理性 |を意識していなかった 企業の場合には、いきなり完璧な「秘密管理」を行おうとしても 実行性が乏しいこともありうるので、まずは、自社の管理状況を 把握の上、利便性を犠牲にしてまで保護すべき情報を選別し、 社内の意識改革を行い、当該情報については秘密管理を徹 底することから始めましょう。

図(2)秘密管理性を認められるために

①施設面の管理体制の検討

入退館者の管理、施設・室内・収納場所の施錠、鍵の 保管者、アクセス者の記録

②秘密の認識

秘密としての表示(秘密の程度による区分)、管理場 所へのアクセス制限

- ①就業規則に秘密保持に関する条項を入れる。
- ②業務内容に応じて個々の従業員から企業秘密保持に関 する誓約書を徴求する。
- ③退職者から秘密情報の完全なる返還、秘密保持の誓約 等の書面を徴求する。
- ④秘密情報を取引先に開示する場合には、秘密保持契約 書を締結する。

これらの措置を講じておくことにより、単なる不法行為責任 だけではなく、就業規則違反、誓約書違反、秘密保持契約書 違反に基づく責任追及が可能となり、情報保有者に対する抑 止的効果が期待できます。

秘密管理指針」が参考になります。同指針では、 会社法務、家事相続法務 「営業秘密の管理のために実施することが望



弁護士 **國吉 雅男** (くによし・まさお)

〈出身大学〉 京都大学経済学部

〈経歴〉 2003年10月 最高裁判所司法研修所修了 (56期) 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所 2009年3月 東京事務所転勤

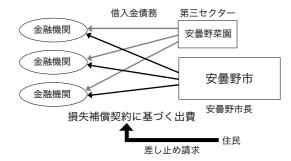
〈取扱業務〉 知的財産権案件、M&A案件、 行政対応案件、倒産案件、 その他民事法務、商事法務、 会社法務、家事相続法務案件、 刑事事件

地方公共団体が金融機関との間で締結する損失補償契約の効力 ~安墨野市住民訴訟東京高裁判決~

弁護士 國 吉 雅 男

1 東京高裁判決

(1) 長野県安曇野市の第三セクター(以下、「三セク」という)である「安曇野菜園」(旧三郷ベジタブル)が負担する借入金債務を巡り、安曇野市が地元3金融機関に対し損失補償契約に基づき損失補償を行うことにつき住民が差止めを求めた住民訴訟において、東京高裁は、平成22年8月30日、当該損失補償契約が「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」(以下、「財政援助制限法」という)3条1に違反し無効であって、安曇野市長は各金融機関に対し損失補償をしてはならない旨判示した(住民側を全面敗訴とした地裁判決を逆転、市は上告)。



- (2)損失補償契約の有効性に関する判示の要点は、以下のとおり。
- ① 損失補償契約の中でも、その契約の内容が、主債務者に対する執行不能等、現実に回収が望めないことを要件とすることなく、一定期間の履行遅滞が発生したときには損失が発生したとして責任を負うという内容の場合には、財政援助制限法3条が類推適用され、その規制が及ぶと解するのが相当である。

[財政援助制限法3条の適用ないし類推適 用の可否]

② 財政援助制限法3条は、同条違反の場合にも損失補償契約の効力が認められ、当該地方公共団体(以下、「地公体」という)が責任を免れないとするならば、同条の趣旨が失われることになるから、同条は単なる手続規定ないし訓示規定ではなく、地公体の外部行為を規制した効力規定であると解するのが相当である。したがって、同条に違反して締結された損失補償契約は原則として私法上も無効と解するほかない。
[財政援助制限法3条に違反して締結された損失補償契約の私法上の効力]

③ 財政援助制限法3条の趣旨を没却しないという特段の事情が認められない限り、住民訴訟による差止め請求も認められるべきである。

そして、地公体が当該損失補償契約を締結する公益上の必要性が高く、その契約の相手方である金融機関も当該地公体の公益上の必要性に協力するために当該損失補償契約締結に至った場合で、かつ、その契約の内容が明らかに保証契約と同様の機能を果たすものではなく、金融機関側においても、それが財政援助制限法に違反するとの認識がなかったといえるようなときは、財政援助制限法3条の趣旨を没却しない特段の事情が認められるものと解される。

[財政援助制限法3条の趣旨を没却しない 特段の事情が認められる場合]

④ 損失補償契約が私法上無効であっても、地公体が当該契約を締結する公益上の必要性が高く、当該金融機関がその公益上の必要性に協力して当該損失補償契約締結に至ったものであり、その契約の当時の諸般の事情から当該金融機関において違法性に関する認識がないと認められるほど、主観的事情及び客観的事情を総合して、当該地公体が当該損失補償契約の無効を主張することが社会通念上著しく妥当性を欠くと評価される場合には、当該地公体は当該金融機関に対し信義則上その無効を主張することができないと解される余地がある。

その結果、当該金融機関は当該地公体に対し損失補償契約の履行を求めることができることになる。

[地公体が金融機関に対して信義則上無効を主張できない場合]

⑤ 上記信義則に係る事情が認められ、各金融機関からの履行請求が認容される場合には、本件差止め認容判決の効力との関係が問題となる。この場合には、後の訴訟において、上記の理由により履行請求が認容されたときであっても、地公体は、差止めを認容する判決の拘束力により任意の履行をすることは許されず、各金融機関による強制執行の方法によるべきものと解される。

[差止め認容判決と金融機関からの履行請求認容判決が出された場合の損失補償の方法]

2 本判決の批評

本判決については、各方面から研究や批評が

なされており、以下のような問題点が指摘されている。2

(1)財政援助制限法3条の適用ないし類推適用の可否について 1)文理解釈上の疑問

損失補償とは、「特定の者が金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能等により金融機関等が損失を被ったときに、融資を受けた者に代わってその損失を補償することを内容とする契約」を言い、主たる債務との間に付従性・補充性がないなどの点で、保証とは法的性質を異にする。財政援助制限法3条が、政府又は地方公共団体に対して「保証契約」のみ締結を禁じているという規定振りからして、禁止の対象は保証契約に限ると解釈するのが相当であり、損失補償契約が同条に規定する保証契約に該当すると解するのは、文理上、無理がある。

2) 保証契約と損失補償契約の差異

本判決は、損失額の確定として「主債務者に対する執行 不能等、現実に回収が望めないことを要件とすることなく、 一定期間の履行遅滞が発生したときには損失が発生した」 ことを内容とする損失補償契約について、保証契約と同様 の機能を果たすものと判示するが、実務において資産超過 であるにもかかわらず金融機関が期間徒過という形式的要 件だけで地方公共団体に損失補償を請求することは有り 得ず、また、判示のように「主債務者に対する執行不能等、 現実に回収が望めない |ことが損失補償の本質であるとして、 かかる要件のみを履行開始要件に限定してしまうと、三セク が破産等の倒産手続を申し立てた場合には、配当が完了し ない限り補償を要求できないことになり不都合である。むし ろ保証契約と損失補償契約の差異の中核は、保証契約に おいては必ずしも上限が設定されないのに対し、損失補償 は限度額が設けられる点に求められるべきであり、それゆえ 地方公共団体が不確定な債務を負うことを防止することを 目的とする財政援助制限法3条は「保証契約」をのみを対 象としていると解釈するのが相当である。

(2) 財政援助制限法3条に違反して締結された損失補償契約 の私法上の効力について

損失補償契約につき財政援助制限法3条の規定に違反すると仮定した場合でも、同条を手続規定とみて、最高裁昭和62年5月19日第三小法廷判決の基準(原則:有効、例外:特段の事情が認められる場合にのみ無効)に照らして、その私法トの効力を判定するのが相当である。

(3) 財政援助制限法3条の趣旨を没却しない特段の事情が認められる場合について

本判決は、財政援助制限法3条の趣旨を没却しない特段の 事情が認められる場合として、「地公体が当該損失補償契約 を締結する公益上の必要性が高く、その契約の相手方である 金融機関も当該地方公共団体の公益上の必要性に協力するために当該損失補償契約締結に至った場合で、かつ、その契約の内容が明らかに保証契約と同様の機能を果たすものではなく、金融機関側においても、それが財政援助制限法に違反するとの認識がなかったといえるようなとき」を挙げるが、なぜ、地公体が損失補償契約を締結することが「公益上の必要性」と結び付くのか、また、「公益上の必要性」がいかなる「公益」を念頭に置いているのかが不明である。

(4)差止め認容判決と金融機関からの履行請求認容判決が出された場合の損失補償の方法について

本判決は、金融機関が履行請求訴訟において勝訴しても、 先に差止め認容判決がなされている場合には、当該差止め 認容判決の拘束力により地公体が任意の履行をすることは許 されず、金融機関は強制執行の方法によらなければならない と判示する。しかし、地方と関連の深い地域金融機関や地公 体の指定金融機関等の金融機関が、地公体の財産に強制 執行をすることは現実的には不可能である。

このように先に差止め認容判決がなされてしまうと、金融機関としては、著しく不利な立場に置かれることになることから、市長等執行機関等に対し住民訴訟が提起された場合には、補助参加するなどして訴訟に参加することを余議なくされ、多大な負担となる。

3 本判決が金融実務に与える影響

仮に本判決の内容が確定した場合、金融機関としては、これまで締結した大多数の損失補償契約について無効とされることを前提として対応せざるを得ず、その結果、多額の貸倒引当金を積むことを余儀なくされ、また、今後の三セクに対する融資についても慎重とならざるを得ない。また、その結果、多くの三セクが今後業務を継続することができなくなることが予想される。

その影響の大きさは計り知れないが、いずれにしても早急な 最高裁の判断が待たれるところである。

2 参考文献等:

判決特報『地方公共団体が金融機関との間で締結した当該金融機関の第三者に対する融資について金融機関に生じた損失を補填する旨の損失補償契約に基づき当該地方公共団体の長が金融機関に対して補償債務の支払のためにする出費の差止めを求める請求(住民訴訟)に理由がある場合』(金融法務事情No.1907 15頁以下)

名古屋高等裁判所判事門口正人著『判決に寄せて ① 法律解釈の在り方についてひとこと』(金融法務事情No.1907 45頁以下)

弁護士浜中善彦著「判決に寄せて ② 損失補償における自治体と金融機関の責任分担』(金融法務事情No.1907 48頁以下)

三井住友銀行法務部長三上徹著『判決に寄せて ③ 地方公共団体損失補 償契約を無効とする判決の実務への影響』(金融法務事情No.1907 50頁以下) 弁護士阿多博文著『安曇野市住民訴訟東京高裁判決のポイント―三セクとの 損失補償契約締結には公益上の必要性が要件か』(NBL No.938 4頁以下) 新聞の盲点『保証類似の損失補償契約を無効と宣言した長野「安曇野裁判」』 (金融財政事情(2010,9.20)6頁以下)

¹ 第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りではない。

シリーズ「事業承継」(5)

シリーズ「事業承継」(5)

「種類株式の有効利用方法」

弁護士 岩 城 本 臣 弁護士 加 藤 幸 江 弁護士 村 上 創 弁護士 小 林 章 博 税理士 岡 山 栄 雄

【質問】

事業承継を検討する際、種類株式を有効に利用できるという話を聞いたことがあるのですが、具体的にはどのように利用をすることができるのでしょうか?

【解説】

1 種類株式の概要

(1) 株式会社の株主や投資家としては、会社支配に関し、様々な態様を求めるケースが生じるようになり、また、そうした株主や投資家からの資金調達を円滑に進めるために、株主や投資家のニーズに沿った権利内容の株式を設計する必要があります。 会社法は108条1項において、他の株式とは異なる権利内容を定められる事項を列挙しております。

事業承継に関係すると考えられる事項は次のとおりです。

- ① 剰余金の配当または残余財産の分配(1号、2号)
 - 一般的には、優先株式(劣後株式)と呼ばれています。たとえば、普通株式を基準にして配当(または分配)比率等を有利 (不利)にするという内容を定めることができます。
- ② 株主総会において議決権を行使することができる事項(3号)
 - 一般的には、議決権制限株式と呼ばれています。
 - 一切の議案について議決権がない完全無議決権株式、一定の事項についてのみ議決権を有する株式、完全無議決権ではあるが一定の条件の場合には議決権が生じるという株式等を設計することができます。

優先配当をする代わりとして議決権がない、という内容に設計されているケースも見受けられます。

- ③ 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること(6号取得条項付株式)
- ④ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること(9号 役員選任 権付株式)
- (2) 種類株式を設計する場合には、会社法108条1項で定められている複数の事項について異なる権利内容を定めることが可能であり(たとえば、優先配当と議決権制限)、会社、株主、投資家のニーズに沿った設計が可能です。ただし、一方で、会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない(株主平等の原則、会社法109条1項)ことも求められておりますので、権利内容の差異があまりにも不合理にならないように留意する必要があります。

2 手続

種類株式を創設する場合には、会社法所定の事項及び当該種類株式の発行可能種類株式総数を定款で定めることが必要となります(会社法108条2項)。

すでに種類株式を発行している場合には、新たな株式の種類の追加をする場合であって、当該種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類株主総会の決議が必要となります(会社法322条1項)。

3 事業承継との関係

(1) 創業者が100%の株式を保有している状態で、<u>株式以外に相続財産はほとんどなく</u>、相続人が長男、長女及び次女という事例を検討します。

長男は会社の専務取締役であり、創業者としては長男に事業を承継させたいと考えております。一方、長女及び次女は、会社の経営には全く関与しておらず、創業者としては自己が亡くなったあとも会社の経営の安定のために長女及び次女については会社の経営には関与してほしくないと考えているとします。

こうした場合、創業者が保有する株式の全部を長男に相続させるという遺言を作成することで、長男に対する事業承継を行うことは可能です。

しかし、一方で、株式以外に相続財産がないという状態なので、当該遺言の内容では、長女及び次女の遺留分を侵害することになります。したがって、長女及び次女から長男に対し、遺留分減殺請求がなされ、紛争に発展する可能性を秘めることとなります。 また、創業者としては、会社の経営に安定を望みたいものの、父として、長女及び次女の経済基盤を確保してあげたいという思いも 当然あるわけで、上記遺言の内容ではその思いも叶わないこととなります。

こうした場合、創業者としては、

- ① 定款変更によって、優先配当及び議決権なき株式を創設します。
- ② 自己の保有株式の3分の2を当該種類株式に変更します。
- ③ 普通株式(3分の1)は長男へ、種類株式は長女及び次女へ相続させる旨の遺言を作成します。

こうすることによって、創業者が亡くなったのちには、<u>長男</u>が会社を支配することができ、会社の経営の安定が図れます。また、<u>長</u> <u>女及び次女</u>については、会社が利益を上げる限り、長男よりも多くの配当を得ることができ、経済的基盤を確保することができます。 さらに、議決権なき株式については、相続税評価において、普通株式と比較して、10%~15%程度の減価と考えられておりますの で、遺留分の問題もクリアできる可能性が高いということになります。

以上のように、優先配当や議決権の制限に関し、種類株式を設計することによって、事業承継に備えることができるということになります。

(2) さらに、創業者として、会社の支配権については、長男だけに承継させたいが、その余の相続人について、優先配当だけでは なく、役員報酬を支給することで経済的基盤を確保したいと考えている場合には、たとえば、上記のとおり、優先配当及び議決権 なき株式を相続させるだけではなく、役員選任権付株式を創設し、長男以外の相続人に相続させるということも考えることができ ます。

つまり、種類株式の権利内容として、取締役1名を選任できるという役員選任権付株式を設計し、これを長男以外の相続人に相続させることで、会社を支配できる長男以外の相続人も会社の取締役になることができる権利を確保し、会社の経営に一定の関与をして、役員報酬を得ることで、経済的基盤を確保できることになります。

このように単純な事業承継という観点だけではなく、相続人間の公平を保つという観点からも種類株式を利用することを検討できるのです。

(3) 実際の案件は、上記事例に比して、株式の分布状況、相続財産の全容、相続人の数や会社との関係性等が個別的であって、より複雑であることは相違ありません。

種類株式は事業承継を解決する上で利用できるひとつのツールにすぎませんが、使いようによっては便利なツールですので、ご 紹介させていただく次第です。



9



弁護士 金澤 浩志 (かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉 京都大学法学部

〈経歴)

2004年10月最高裁判所司法研修所修了(57期)中央総合法律事務所入所2008年4月信託法学会入会

〈取扱業務〉 企業法務、 金融法務・ファイナンス、 M&A・企業再編、 民事・商事法務

消費者庁における集合訴訟制度導入の検討・議論状況

弁護士 金澤浩志

- 1 本年9月、消費者庁の下に設置された集団 的消費者被害救済制度研究会が、報告書を 発表しました^{1,2}。同報告書においては、集団 的な消費者被害に対応するための『集合訴 訟制度』について検討がなされ、4つの手続 モデル案が示されています。その中には、アメ リカにおけるクラス・アクション制度を参考にし たとされるモデル案も含まれており、このような 制度が導入されることとなると、そのインパクト は相当大きなものがあると思われますので、そ の検討・議論の状況についてご報告いたします。
- 2 報告書では、概要、次のような4つの手続モ デル案が示されています。
- (1) A案
 - ①手続追行主体が訴訟を提起し、裁判所が 当該訴訟追行の許可·不許可を決定する。
 - ②認容判決においては、対象消費者の範囲を特定し、責任原因及び(可能ならば)債権額の計算方法について確認判決を行う(一段階目の判決)。対象消費者に不利な判決の効力は対象消費者に及ばない。
 - ③認容判決が確定した場合には、公告をする。
 - ④対象消費者の債権確定手続を行うが、当 該手続で確定されなかった請求については、 二段階目の判決を行う。
- (2) B案
 - ①手続追行主体が訴訟を提起し、裁判所が 当該訴訟追行の許可·不許可を決定する。
 - ②訴訟追行の許可決定が確定した場合には、 除外の申出(オプト・アウト)の機会を与える ために、通知・公告をし、対象消費者は、一 定期間までにオプト・アウトを行う。
 - ③認容判決においては、対象消費者の範囲を特定し、責任原因及び(可能ならば)債権額の計算方法について確認判決を行う(一段階目の判決)。判決の効力は、オプト・アウトをしない限り、対象消費者に有利にも不利にも及ぶ。
 - ④認容判決が確定した場合には、公告をする。
 - ⑤対象消費者の債権確定手続を行うが、当 該手続で確定されなかった請求については、 二段階目の判決を行う。
- (3) C案
 - ①手続追行主体が訴訟を提起し、裁判所が 当該訴訟追行の許可·不許可を決定する。
 - ②訴訟追行の許可決定が確定した場合には、 オプト・アウトの機会を与えるために、通知・ 公告をし、対象消費者は、一定期間までに

オプト・アウトを行う。

③認容判決においては、対象消費者の範囲を特定した上で、対象消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を手続追行主体に支払うよう命ずる判決を行う。判決の効力は、オプト・アウトをしない限り、対象消費者に有利にも不利にも及ぶ。

(4) D案

- ①手続追行主体が訴訟を提起し、裁判所が 当該訴訟追行の許可·不許可を決定する。
- ②訴訟追行の許可決定が確定した場合には、 申出(オプト・イン)を促すため公告を行い、 対象消費者は、一定期間までにオプト・イン を行う。
- ③認容判決においては、個々の対象消費者を 特定し、対象消費者毎の債権額を特定する。 判決の効力は、オプト・インした対象消費者 に有利にも不利にも及ぶ。
- 3 上記手続モデル案のうち、特に、A、B、Cの各案については、現在の法制度と相当程度異なる点が多く、報告書においても、その制度的な建付けに関する理論構成や手続追行主体の要件、対象とすべき事案等については、引き続き議論・検討すべき課題とされています。この集合訴訟制度については、一般からの意見募集が行われ、その概要が公表されていますが3、集合訴訟制度の導入自体について賛否両論あるようであり、また「濫訴の防止策を講じるべき」であるとか、「消費者が自己の権利・利益を自らの意思によらずに処分されることのないように十分に配慮した制度設計にする必要がある」といった意見が示されています。

確かに、集合訴訟制度を導入することによって、従来、被害額に比し訴訟費用の負担が高額となり過ぎるといった観点から、消費者個々人が訴訟提起することが躊躇われた事案に関しても、被害回復を図る途が開かれることとなり、消費者被害の救済策が拡充されることとなります。しかしながら、他方で、当該制度が対象とする事案は極めて広汎となる可能性があり、その建付次第では、事業者の経済活動に多大な影響を及ぼすこととなりますので、消費者被害救済の観点とバランスを採った議論がなされることが望ましいと考えます。

¹ http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914body.pdf

 $^{2\} http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914 materials.pdf$

³ http://www.caa.go.jp/planning/pdf/101027ikenbosyu-summary.pdf



弁護士

角野 佑子 (つの・ゆうこ)

〈出身大学〉 関西学院大学法学部

〈経歴〉 2008年12月 最高裁判所司法研修所修了 (新61期) 愛知県弁護士会登録 2009年8月 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉 民事法務、商事法務、 会社法務、家事相続法務

自動車代金を立替払した者が販売会社留保の所有権を 別除権行使することの可否

(最高裁平成22年6月4日第二小法廷判決)

弁護士 角野佑子

1 〈はじめに〉

民事再生手続における権利行使のための登録の要否について判断するとともに、三者契約における契約解釈も示しているものであり、実務上重要な意義を有すると思われるため紹介する。

2 〈事実関係〉

Y(購入者)は販売会社から自動車を購入する際、X(信販会社)を含めた三者間において、①自動車の残代金をXが立替払いすること、②Yは残代金を含めた手数料額を分割してXに支払うこと、③Yは自動車の登録名義いかんを問わず、販売会社に留保されている所有権はXが立替払いすることによりXに移転し、立替金等を完済するまでXに留保されることを承諾すること、④Yが期限の利益を喪失した場合には、直ちにXに本件自動車を引き渡し、Xが本件立替金等債務に充当できること等を内容とする三者契約を締結した。

自動車については、所有者を販売会社、Yを使用者とする登録がされている。その後、Yは期限の利益を喪失し、民事再生手続が開始された。

Xは留保した自動車の所有権に基づき、別除権を行使して引き渡しを求めたところ、Yは自動車の所有者として登録されているのは販売会社であるため、民事再生法45条2項により別除権の行使は許されないとして争った。

3 〈本件の争点〉

自動車の売買代金を立替払いした者が、販売会社に留保されていた自動車の所有権移転を受けたが、購入者に再生手続が開始された時点で所有者としての登録をしていない場合に、販売会社が留保した所有権を別除権として行使することができるかが争われた。

4 〈参照条文〉

民事再生法45条(開始後の登記及び登録)、 53条(別除権)

5 〈判決内容〉

(1)本判決要旨

自動車の購入者から委託されて販売会社に売買代金の立替払をした者が、購入者及び販売会社との間で、販売会社に留保されている自動車の所有権につき、これが立替払いにより自己に移転し、購入者が立替金及び手数料の支払債務を完済するまで留保される旨の合意をしていた場合に、購入者にかかる再生手続きが開始した場合に、購入者にかかる再生手続きが開始した時点で、自動車につき立替払いをした者を所有者とする登録がなされていても、立替払いをした者が本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。(第

一審同旨)

(2)原審判決

Xが販売会社に立替払いすることにより、弁済による代位が生じる結果、販売会社が留保していた所有権は、販売会社のYに対する残債権とともにXに移転するのであって、本件三者契約はそれを確認したものであるから、Xがこの留保所有権を主張するについては、販売会社において対抗要件を具備している以上、自らの取得について対抗要件を具備することを要しない。

6 〈本判決の理由〉

三者契約は、弁済による代位として残代金債権とともに自動車について留保された所有権がXに移転することを確認したものではなく、Xが手数料を含む本件立替金などの債権を担保するために販売会社から本件自動車の所有権の移転を受けて留保することを合意したものと解され、再生手続きが開始した場合に再生債務者の財産について別除権の行使が認められるには、手続開始時にその担保権について登録などを具備している必要があり、本件においてXを所有者とする登録がなされていない以上、別除権行使は許されない。

7 〈検討〉

(1) 所有権留保の扱い

倒産手続上、所有権留保は担保権であり、別 除権として扱うとする考えが実務上定着している。

本件は、いわゆる譲渡担保の構成ではないものの、その実質をみれば担保権として留保された所有権の行使であり、その行使をするには、対抗要件である自動車登録の移転が必要であるとの帰結をとったものと考えられる。この点、本判決は信販会社に対抗要件の具備をせまるものといえる。

(2)契約解釈

本判決は、2記載の契約内容によると、Xの権利行使は、Xが自らの利益として得る手数料額を含む立替金等債権を想定しており、手数料額を担保し得ない弁済による代位の構成は当時者の合理的意思に反するものであると判断している。

本件のように手数料額が含まれない場合で、代位により移転する債権に随伴して留保された所有権が移転すると解することができる場合には、当該所有権の取得にかかる対抗要件は不要であると解する余地もあるが、この点については再生債務者の第三者性の議論も含め議論が残されている。

B 〈参照雑誌〉

金融·商事判例1353号31頁以下 判例タイムズ1332号60頁以下



弁護士 **小林** 章博 (こばやし・あきひろ)

〈出身大学〉 京都大学法学部

1999年 4月 最高裁判所司法研修所修了 (51期) 大阪弁護士会登録 (中央総合法律事務所入所) 2005年 3月 2級ファイナンシャル・プラ ンニング技能士 2007年 4月~現任 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科兼任講師 (「金融商品取引法 | 担当) 2007年 6月~現任 国家検定金融窓口サービス 技能検定委員 2009年11月 京都弁護十会登録 2010年 4月~現任 京都大学法科大学院 非常勤講師

〈取扱業務〉 会社法務、商事法務、 民事法務、倒産法務、 金融法務、家事相続法務、 資産設計提案業務

京都事務所だより 3

中国とのかかわり

弁護士 小林章博

前回、このコーナーで京都の通り名のお話をいたしましたが、ご承知のとおり京都市内中心部は今でも碁盤の目の状態に通りが走っています。これは、794年に桓武天皇が唐の都「長安」の条坊制をモデルに平安京を建設した名残です。かつて日本は、600年頃から菅原道真の建議より894年に廃止するまでの数百年間にわたって、中国に遺隋使、遺唐使を派遣し、中国の技術や文化の輸入、また海外情勢の把握等に努めるなど、中国とは密接な関係を有していました。ちなみに、現在、京都市は中国の西安市(※旧「長安」)と姉妹都市として定期的な交流が続いています。

中国との関係について、何かと問題が指摘されることもありますが、歴史的にみてもこのように極めて長い関係を有しており、切っても切れない関係といえるでしょう。特に最近は中国の急激な経済発展にあわせて、単なる生産拠点としての関係から、商品を売るマーケットとして関係を持つ機会が飛躍的に増大しています。京都の企業もその例外ではなく、現在、官民「オール京都」体制で、京都企業の中国ビジネスのバックアップ体制の構築が進められています。具体的には、京都商工会議所に「中国ビジネス相談デスク」が開設され、中国を中心とするアジアビジネス展開やビジネス交流、販路拡大などを支援するため、中国ビジネスに精通した専門家をアドバイザーとしてネットワーク化して会員企業からの相談に対応しています。また、2010年10月には京都商工会議所と京都府の産業支援組織の京都産業21は、上海市に「京都府上海ビジネスサポートセンター」を開設し、中国の市場開拓を目指す京都企業のビジネス展開支援を行うとともに、同センターに寄せられる各種案件をサポートするためのネットワークとして「京都企業支援ネットワーク」が発足しました。

私も京都に拠点を置く法律事務所として、是非とも京都企業が中国やアジア地域での取り組まれるビジネスのお手伝いをさせていただきたいと考えております。幸い弊事務所には現在上海の法律事務所で研修中の顧暁(中国律師)が所属しておりますし、また2010年4月には世界約170カ国の法律事務所から構成される世界的な法律事務所のネットワークであるGLOBALAW(グローバロー)に加盟するなど、中国だけではなくより広くアジア地域全般に関する法律相談を受けられる体制を構築しており、クライアントの皆様からのご相談に対応してきた経緯がありました。そこで、私は顧暁律師とともに「中国ビジネス相談デスク」のアドバイザーという形でご協力させていただくとともに、「京都企業支援ネットワーク」にも参加させていただくなど、各種取組にご協力させていただいております。

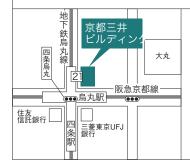
また、2010年10月18日に上海で開催された「京都府上海ビジネスサポートセンター」の開所及び「京都企業支援ネットワーク」の設立総会にも顧暁律師とともに参加いたしました。が、すでに早くから中国に進出されている京都企業の方々をはじめ、京都の金融機関、京都府や京都商工会議

所の関係者等が多数出席されており、まさに「オール京都」として積極的に中国ビジネスをサポートしていこうとする意気込みが感じられ、大変有意義な機会となりました。また、上海出張にあわせて顧暁律師が執務中の錦天城法律事務所を訪問し、模倣品対策等の点について貴重な意見交換を行いました。

上記のような中国ビジネスへのサポートのみならず、 京都事務所にはニューヨークから帰国した藤井弁護士 も常駐しています。京都事務所は、これからも皆様の ニーズにあわせて、幅広い国際案件にも対応できる法律 事務所へと発展させていきたいと考えています。



錦天城法律事務所にて。 右端が顧暁律師、右から2人目が小林。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階 TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交 通】阪急京都線「烏丸」駅·地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口·21番出口直結

裁判エッセイ 36 ● 呉越同舟 人の器

弁護士 川口冨男

(元 高松高等裁判所長官)

処理の困難な民事事件で、甲裁判官が担当している間ははかばかしい進展が見られなかったのに、異動で乙裁判官に交代した途端、打って変わったような進展を見せ、通常の経過をたどって判決に至る、或いは和解ができることがあります。

事件の進行がもたつく理由はいろいろありますが、多く見られるのは、両当事者の呼吸がとことん合わないとか、主張が大風呂敷すぎるなどの理由で、主張や証拠の整理がうまくいかず、その事件に相応しい審理方法が確立しなかったことによるようです。

原告被告の相反する要請を飲み込みながらその事件に相応 しい審理方針を立て、当事者の納得を得られれば、その事件に ついての法廷慣行が成り立って、膠着していた事件でも、もつれ た糸をときほぐしたようにスッキリし、スムーズに流れ出します。

乙裁判官はもつれた糸を解きほぐしたのですが、その技倆は 何によるのでしょうか。

うまく説明できませんが、比喩的に言いますと、その事件に相応しい「舟」を造って、それに裁判官も当事者も乗ることができたからと言ってよいでしょうか。敵対する者同士が同じ場所で協力するという意味の「呉越同舟」が成ったということです。この舟(「同じ土俵に上がる」の土俵とも言えますが、裁判には方向性が必要ですから、舟の方が適切です)は、手続を主宰する裁判官が造って提供しなければなりません。その舟には両当事者が乗る予定ですから、造る際に両当事者の意見や立場を十分に観察しておくことが肝要です。

その舟を造るには、法律的な素養と経験の外に、全人格なと ころから出てくる要素が重要です。温かさや熱意、迫力も内容に なる「人の器」が求められるのだと思います。



「人間の器量」(福田和也著、新潮新書)には、帯に「なぜ日本人はかくも小粒になったのか」とあり、著者は「政界、官界、財界、どこを見回しても人物というほどの人はいないではないですか。言論界も同じようなものです」と慨嘆します。そして、大人物の例として西郷隆盛、伊藤博文、原敬、松永安左衛門、山本周五郎らを挙げています。ここで言われる器の大きさの具体的な内容は、清濁合わせ飲むような、ぼうようとした、目先のことにとらわれずに先を読む力、実行力を持つ人のようです。そして、器量を大きくする五つの道として、「修行する」「山っ気をもつ」「ゆっくり進む」「なにももたない」「身を捧げる」を挙げています。

もっとも、裁判上必要な「人の器」はもう少し小振りというか、 異なったものだと私は考えています。あえて名付ければ「裁判官 の器量」とでも言いましょうか。



強制的に争いを解決する裁判と違って、合意で争いを終結 するところから条理にかない実情に合った解決ができる調停では、 どのようになるでしょうか。

合意を斡旋するのが民間人である調停委員なのですが、相 争っている双方を説得し、上記のような舟を提供し、呉越を同舟 させるためには、裁判で要求されるような「人の器」が必要になり ます。それだけではありません。裁判ならば拒まれても、無理矢 理に同じ舟に乗せてしまう手だてが与えられています。また証拠 調べをして判決をすれば、真の解決になるかどうかはともかく、 事件は終結します。しかし調停では、当事者の話を聴いて説得 し合意に達しなければ事件は落着しません。しかも調停委員に は裁判官に与えられているような強制的権限は一切ないのです。 おのずから調停では裁判の場合より乗りやすい舟を提供するこ とが要請されます。そのために調停委員が備えるべき資質と素 養はどういうものでしょう。



民俗学者の宮本常一著「忘れられた日本人」(岩波文庫)に易者の話が載っています。以前には農村や漁村に易者が滞在することがありました。その易者は、その地の日常生活の全般、農業や漁業のやり方等について、なんでも知っており、みずからも調べ、長年にわたるいろんな相談を通じて実地に知識を増やしていく存在です。だから相談に対して実情に合った的確な易、つまり答えが出せる。それで広い地域で厚い信用を受けています。ひと所にしばらく滞在して、次の村に呼ばれて行き、滞在します。易者が金持になるようでは私心があって本物ではないとのことで、貧乏だが食うには困らぬというところに留まっているのが本物だそうです。街角で占っているような易者は易者ではないと言います。調停委員が相談に乗ることはないのですが、この易者のような素地を持っていると舟造りの上でも、説得のうえでも力を発揮することでしょう。

案件は多様な上、もともと合意ができず紛争になっているのですから、合意の成立は至難です。調停委員の過去の経験だけで対応するには無理があります。プラス・アルファの力が必要になりますが、どうすればこういう力が身につくのでしょう。

この点では、坂本龍馬が仇敵同士と言ってもよい関係にあった薩摩と長州を説き薩長連合を成立させたことが参考になります。その成功の要因は、①龍馬の無私であり、②龍馬に「新しい日本の創造」という志があったことであり、③命をかけても薩長連合を成立させるという強い意志があったことだと言えるでありましょう。調停に当てはめると、①からは最高の解決案ができますし、信頼を獲得できます。③は言うまでもないことです。

②については、「新しい日本の創造」という目標を「理想の日本の創造」と読み替えて調停の志を築くとよいと思います。新しい日本は龍馬らのお蔭で創造されたのですから、次はその理想化になる筋合いです。すなわち、調停は「和を以て貴しとなす」という日本古来の習俗に合致しますし、合意で紛争を終結させることは真の解決をもたすものです。それに、紛争を強制的に解決するのではなく、条理にかない実情に合う形で自主的に解決する範囲の広い社会の方が、そうでない社会より文化度が高いのですし、「法の支配」の実質化ができるのですが、そういう文化は調停こそが醸成できるものなのです。これこそ「理想の日本の創造」と言えるのではないでしょうか。

以上の三つの要因を備えることは、個々の事件の解決の上でも、調停委員の器を大きくする上でも、少なからず役立つことと思います。



税理士 岡山 栄雄 (おかやま・えいお)

〈出身学校〉 高知学芸高等学校 関西学院大学経済学部

〈出身地〉 高知県四万十市

〈主な経歴〉

大阪国税局 総務部 企画課長

大阪国税局 査察部

管理課長

大阪国税局 査察部 次長

国税不服審判所 審理部

副審判官 福知山税務署 署長

南税務署署長

<現職>

近畿税理士会 理事 (社)北納税協会 監事

〈中央総合会計事務所〉

大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル6階603号

TEL 06-6363-2063 FAX 06-6363-2067

人間関係における「共有の法則」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

1 人間関係の法則

私は、国税関係の組織人として四半世紀以上を過ごしてきました。組織人として最も難しい問題は、組織における人間関係だと思います。「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。」(草枕)のとおりです。人間関係の法則は、お互いに共通する事項を大切にする「類似の法則」、会食など楽しい時間を重視する「樽俎の法則」、加えて、お互いの価値観、目的、情報を一致させる「共有の法則」があります。今回は、共有の法則について述べます。

2 価値観の共有

人間は、個々人によってそれぞれ「価値観」が異なっています。枝葉末節に拘る緻密な人がいるかと思えば、大雑把で基本的な考え方をする人がいる一方、何事にも長知的な物の見方をする人がいます。また、ないると思えられて表面から足帳面に判断する人がいます。このように人間は、持って生まれた性格や育った環境から価値観や物の考え方が大きく異なります。したがって、人間関係においては、自分と他人との生活信条や人生観など相互に一致したところを見つけて価値観の共有を図る必要があります。

3 目的の共有

組織には一定の「目的」や使命があります。 家庭には家族みんなが幸福を追求する目 的があります。自宅の建設、子供の入学試 験など家族の共通目的があると仲良くなれ ます。学校も同様です。クラブ活動の競技 大会で優勝を狙うような目標があると部員 同士の親近感が倍増します。企業も組織 としての事業目的があります。特に共通の 目的、目標が明確な軍隊式の組織では、同 じ釜の飯を食った仲間として親しくなれます。国 民も共通の目的があるときは緊密感が高揚します。 オリンピックやサッカーのワールドカップの応援状 況を見れば明らかです。したがって、組織に属す る人は、お互いの目的や使命を共有することに よって人間関係を構築することです。

4 情報の共有

情報の共有には、まず、①「個別情報」の共有 があります。企業間においては、取引先と仕事や 商品に関する情報を共有すると親しくなれます 職場の同僚は、仕事上の情報やノウハウを共有 することによって仲間意識が生じて親しくなれます。 また、②「言語情報」の共有関係があります。人 間は、相手方と言語による意志の疎通ができない と親しくなれません。得意先とは業界の専門用語 を共有することによって仲良くなれます。職場独 特の略語や隠語で話ができると、特に親密な関 係が醸成されます。更に、③「秘密情報」の共有 があります。企業内においては企業秘密を共有 すると親しくなれます。個人間においても秘密情 報の共有関係があります。恋人など男女関係は 他人に知られない秘密を共有すると親しくなれる と言われています。

5 人間関係の構築

家庭や学校などにおける人間関係は、価値観や目的を共有することによって人間関係を良好に保つことができます。また、企業などの組織においては、目的や情報を共有することが人間関係を構築するための一番の方法です。敵対企業の社員も、企業同士が経営目的から業務提携をすると仲良くなれます。得意先とは商品情報や製造ノウハウを共有すると取引関係がスムーズに進展するとともに、お互いの人間関係も良くなります。組織に属する人は、人間関係における「共有の法則」として、価値観、目的、情報を共有することによって、より良い人間関係を構築する必要があります。

QD

中央総合法律事務所

http://www.clo.jp



■京都事務所 = 000,000

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル 長刀鉾町8番 京都三井ビル3階 TEL.075-257-7411(代表) FAX.075-257-7433



■大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ピル11階(受付5階) TEL.06-6365-8111(代表) FAX.06-6365-8289



■東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ピル11階 TEL.03-3539-1877(代表) FAX.03-3539-1878

●所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎 弁護士 岩城 本臣 弁護士 中務 弁護士 中務 尚子 正裕 瀧川 弁護士 國吉 雅男 弁護士 佳昌 弁護士 田口 健司 弁護士 平山浩一郎 弁護士 角野 佑子 弁護士 太田 浩之 客員弁護士 川口 富男 客員弁護士 岡村 旦

弁護士 森 弁護士 加藤 弁護士 安保 弁護士 中光 真二 幸汀 弁護士 村野 譲二 智勇 弁護士 村上 創 弁護士 小林 弁護士 錦野 秋夫 弁護士 藤井 康弘 裕宗 弁護士 鈴木 章博 弁護士 中野 朝貴 祐樹 弁護十 堀 弁護士 衛藤 弁護十 余澤 浩志 清登 弁護士 吉田 伸哉 弁護士 古川 純平 弁護士 松本久美子 弁護士 稲田 行祐 弁護士 柿平 宏明 弁護士 赤崎 雄作 弁護士 中村 健三 弁護士 大槻 幸弘 弁護士 大平 修司 弁護士 鍜治 雄. 弁護士 下西 祥平 外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス 州国法研究員 **顧 暁**(中国律師) 法務部長 寺本 栄 法務部長 角口 猛 法務部長 野草 弘嗣